

議案第 7 2 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）により地方税における延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、国民健康保険料についても同様の取り扱いとし、また平成 26 年度及び平成 27 年度における納期前の納付に係る報奨金の特例を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

附則第2条の見出し中「延滞金」の次に「の割合」を加え、同条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

附則に次の1条を加える。

(平成26年度及び平成27年度における納期前の納付に係る報奨金の特例)

第9条 平成26年度及び平成27年度における納期前の納付に係る報奨金に関する第22条の2第3項の規定の適用は、口座振替の方法により納付した場合は、同項中「100分の0.35」とあるのは「100分の2.1」とし、口座振替の方法以外の納付書による納付その他の方法により納付した場合は、同項中「100分の0.35」とあるのは「100分の1.05」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)附則第2条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第9条の規定は、平成26年度及び平成27年度の保険料について適用し、平成25年度までの保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第 1 条 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 2 条 当分の間、第 24 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p> <p>第 3 条～第 8 条 省略 (平成 26 年度及び平成 27 年度における納期前の納付に係る報奨金の特例)</p> <p>第 9 条 平成 26 年度及び平成 27 年度における納期前の納付に係る報奨金に関する第 22 条の 2 第 3 項の規定の適用は、口座振替の方法により納付した場合は、同項中「100 分の 0.35」とあるのは「100 分の 2.1」とし、口座振替の方法以外の納付書による納付その他の方法により納付した場合は、同項中「100 分の 0.35」とあるのは「100 分の 1.05」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 省略 (延滞金の特例)</p> <p>第 2 条 当分の間、第 24 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>第 3 条～第 8 条 省略</p>